

# 農地中間管理事業

## 事業の目的

後継者不在や高齢化による農業者の減少や耕作放棄地の増加が進む中で、農業経営の規模拡大や農用地の集団化を目指す担い手、或いは農業への新規参入を希望する方へ、効率的に営農できるように農用地を集約して貸付けすることにより、農業の生産性向上を図ることを目的としています。

## 事業の内容

公社が農用地等の所有者から長期に農用地等を借入れし、公募に応募した農用地等借受希望者の中から選定した貸付者に対する一定期間の貸付けと再利用調整を繰り返し、より集約化した形での貸付けとなるようにしていきます。

## 農用地等を貸したい

- 借入れる農用地等の基準
  - ・農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資すると見込まれるもの。
  - ・農用地等として利用することが著しく困難な農用地等(再生不能と判定されている遊休農地など)は借入れいたしません。
  - ・借受希望者の応募状況や当該区域の事情からみて、公社が農用地等を貸付ける可能性が著しく低い場合は、当該区域内の農用地等については借入れいたしません。
- 期間満了後、所有者に農用地等が戻ります。(再度公社が借入れることは可能です)

## 農用地等を借りたい

- 農用地等を貸付ける条件
  - ・公社が実施する借受希望者の募集に応募すること。
  - ・新規参入者は、その新規参入経営計画の内容により本事業の法律要件を満たす者であると判断できること。
  - ・毎年1回、貸付けを受けた農用地等の利用状況報告書を提出すること。
- 期間満了後、再利用調整等により再び貸付けを受けることが可能です。
- 借受申出の有効期間は公募の締切日から1年間となります。

## 借受け期間

- 極力10年以上とします。

## 貸付け期間

- 一定期間後に農地利用の再分配ができるよう設定するものとし、既に十分な農用地の集約化が行われていると認められる場合は、借受け期間の範囲内で、できる限り長期の期間とします。

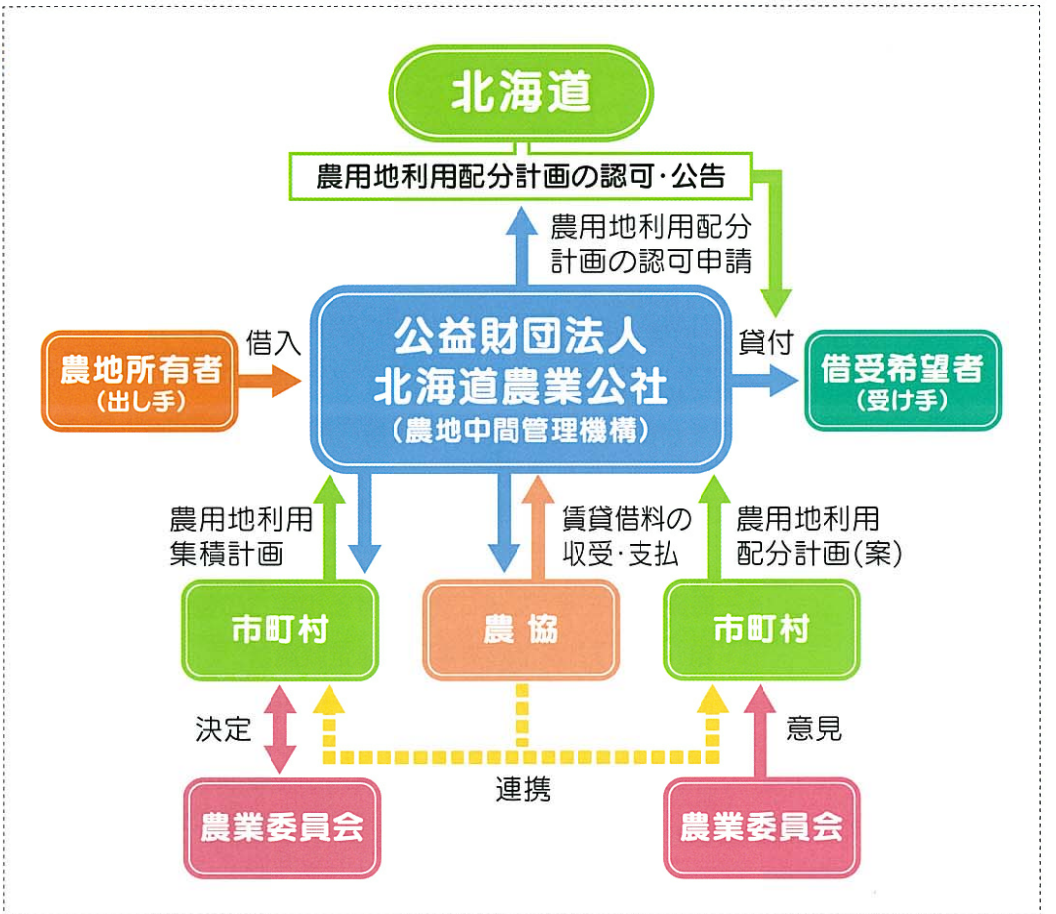
## 賃貸借料

- 農業委員会の賃借料情報をもとに、市町村等関係者との協議により設定します。

## 手数料

- 出し手(所有者)及び受け手(借受者)から、毎年、賃借料の1%(消費税別途)を徴収します。

## 事業の仕組み



## 貸付先決定ルール

- 農用地等の貸付先を決定するに当たっての留意点
  - ① 地域農業の発展のため、借受ニーズを公平に調整しながら、地域の担い手の規模拡大や分散錯圖の解消、さらには新規参入者の経営安定に留意することを基本とします。
  - ② 地域内での担い手との利用権の交換等を行う場合を優先的に配慮します。
  - ③ 貸付予定農地に隣接する担い手との貸付協議を優先し、複数の場合には、希望条件や人・農地プランを考慮して順次協議します。
  - ④ 上記②、③以外の場合、地域内の担い手の位置関係や希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度を考慮して順次協議します。
  - ⑤ 地域内に担い手が十分いない場合は、借受希望者の位置関係などを考慮して順次協議し、特に新規参入者が担い手を目指せるよう配慮します。

## その他

- 必要に応じて、利用条件改善や保全管理を実施します。
- 市町村又は市町村公社等及び農協へ業務の一部を委託します。

## 機構集積協力金

- 北海道を通じて市町村から交付されます。
  - ① 地域に対する支援
    - ・地域集積協力金
  - ② 個々の出し手に対する支援
    - ・経営転換協力金
    - ・耕作者集積協力金
- 詳細は、北海道又は市町村農政担当課へお問い合わせください。